

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日建管－2422）の一部
改正 新旧対照表

新	旧
<p>第12条関係 1～7 略</p> <p>8 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。</p> <p>(1) 開札時において、入札に参加している入札価格が低い10者について入札参加資格における基礎的要件（格付名簿の工種・等級、営業所の所在地、指名停止及び指名差し控えに関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が10者未満となる場合にあつては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が10者に達するまで確認を行うものとする。</p> <p>(2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で見積内説明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。</p> <p>(3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。</p> <p><u>(4) 落札候補者が様式第3号のうち増員配置予定技術者に係る用紙を提出していない場合又は同用紙に増員配置予定技術者に関する記載がない場合は、増員配置「否」とみなして、低入札価格調査を行う。</u></p> <p><u>(5) 同日に開札を行う複数の工事において低入札価格調査を行うこととなり同一の建設業者が複数の工事の落札候補者となり得る場合で、かつ、増員配置予定技術者として同一の技術者が記載されているときは、分割発注を除き、専任配置を求める工事（専任配置を求める工事が複数ある場合は開札順）から順次落札候補者とするものとし、記載された増員配置予定技術者数と同数の工事数を超えて専任</u></p>	<p>第12条関係 1～7 略</p> <p>8 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。</p> <p>(1) 開札時において、入札に参加している入札価格が低い10者について入札参加資格における基礎的要件（格付名簿の工種・等級、営業所の所在地、指名停止及び指名差し控えに関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が10者未満となる場合にあつては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が10者に達するまで確認を行うものとする。</p> <p>(2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で見積内説明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。</p> <p>(3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。</p>

配置を求める工事の落札候補者とし
ないものとする。

9・10 略

9・10 略

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての規定は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。